

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

規 則

- 福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第47号）…………… 1
- 秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第48号）…………… 2
- 秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則（第49号）…………… 2
- 秋田市消防団の組織等に関する規則等の一部を改正する規則（第50号）…………… 2

教 委 規 則

- 秋田市赤れんが郷土館管理運営規則の一部を改正する規則（第7号）…………… 2

告 示

- 都市計画の変更について（第203号）…………… 3
- 都市計画の変更について（第204号）…………… 3
- 都市計画の変更について（第205号）…………… 3
- 現金取扱員への再委任について（第206号）…………… 3
- 交付要求通知書の公示送達について（第207号）…………… 3
- 放置自転車等の撤去および保管について（第208号）…………… 3
- 納税通知書の公示送達について（第209号）…………… 4
- 介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第210号）…………… 4
- 結核予防法による医療機関の指定について（第211号）…………… 4
- 結核予防法による医療機関の指定について（第212号）…………… 4
- 秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第213号）…………… 4
- 地縁による団体の認可について（第214号）…………… 4
- 放置自転車等の撤去および保管について（第215号）…………… 5
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第216号）…………… 5
- 住民票の職権消除について（第217号）…………… 5
- 生活保護法による介護機関の指定について（第218号）…………… 6
- 生活保護法による医療機関の指定等について（第219号）…………… 6
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第220号）…………… 6
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第221号）…………… 6

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第13号）…………… 7

選 管 告 示

- 平成18年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第18号）…………… 7

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第10号）…………… 7

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定について（第64号）…………… 7
- 指定排水設備工事事業者の指定について（第65号）…………… 7
- 指定排水設備工事事業者の指定の取消しについて（第66号）…………… 7

公 告

- 三種混合、麻しん風しんおよび日本脳炎の予防接種について…………… 8
- 御所野ニュータウン第二十地区土地区画整理事業の換地処分について…………… 8
- 入札参加希望者の公募について…………… 8
- 御所野ニュータウン北第一地区土地区画整理事業の換地処分について…………… 9
- 建築基準法に基づく公開による意見の聴取について…………… 9
- 三種混合、麻しん風しんおよび日本脳炎の予防接種について…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 9
- ポリオ予防接種の実施について…………… 9
- 社団法人全国市有物件災害共済会の平成17年度事業経営状況について…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了について…………… 10

上 下 水 道 局 公 告

- 平成18年度下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について…………… 10
- 入札参加資格の申請の受付について…………… 10

規 則

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年8月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第47号

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

福祉事務所長に対する事務委任に関する規則（昭和27年秋田市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条児童福祉法関係の項第1号を削り、同項第2号中「法第21条の9」を「児童福祉法（以下この項において「法」という。）第20条」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「第21条の25」を「第21条の6」に、「措置等」を「措置」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同条身体障害者福祉法関係の項第2号から第7号までを削り、同項第8号中「施設入所等」を「障害者支援施設等への入所等」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第9号を削り、第10号を第3号とし、同条知的障害者福祉法関係の項第1号から第5号までを削り、同項第6号中「法第15条の32」を「知的障害者福祉法第15条の4」に、「施設入所等」を「障害者支援施設等への入所等」に改め、同号を同項第1号とする。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 8月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第48号

秋田市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年秋田市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（私立認定保育所についての適用除外）

第7条 第2条から前条までの規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第10条第1項第5号に規定する私立認定保育所における保育の実施に係る児童については、適用しない。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 8月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第49号

秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市特定公共賃貸住宅条例施行規則（平成16年秋田市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条中「20万円」の次に「（単身特定公共賃貸住宅に入居しようとする者にあつては、10万円）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市消防団の組織等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 8月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第50号

秋田市消防団の組織等に関する規則等の一部を改正する規則

（秋田市消防団の組織等に関する規則の一部改正）

第1条 秋田市消防団の組織等に関する規則（昭和29年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第2項および第15条の6第2項」を「第18条第2項および第23条第2項」に改める。

（秋田市消防本部の組織等に関する規則の一部改正）

第2条 秋田市消防本部の組織等に関する規則（昭和39年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第2項および第12条第1項の規定により」を「第10条第2項および第16条第2項の規定に基づき、」に改める。

第8条第1項第1号中「第15条の5」を「第22条」に改める。

（秋田市消防訓練礼式規則の一部改正）

第3条 秋田市消防訓練礼式規則（昭和41年秋田市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の4第2項および第15条の6第2項」を「第16条第2項および第23条第2項」に改める。

（秋田市消防職員服制規則の一部改正）

第4条 秋田市消防職員服制規則（昭和43年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の4第2項」を「第16条第2項」に改める。

（秋田市職員安全衛生管理規則の一部改正）

第5条 秋田市職員安全衛生管理規則（昭和63年秋田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第12条」を「第11条」に改める。

（秋田市消防団員服制規則の一部改正）

第6条 秋田市消防団員服制規則（平成3年秋田市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条の6第2項」を「第23条第2項」に改める。

（秋田市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部改正）

第7条 秋田市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成8年秋田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第14条の5」を「第17条第3項および第4項」に改める。

第2条中「第14条の5第3項」を「第17条第3項」に改める。

第8条第1項中「第14条の5第1項各号」を「第17条第1項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 委 規 則

秋田市立赤れんが郷土館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 8月30日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第7号

秋田市立赤れんが郷土館管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市立赤れんが郷土館管理運営規則（昭和60年秋田市教委規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「1箇月前」を「3箇月前」に改める。

附 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第203号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成18年8月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
秋田市下新城野字街道端西地内
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第204号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成18年8月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 下新城野地区計画
- 2 都市計画を変更する土地の区域
秋田市下新城野字街道端西地内
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第205号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成18年8月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画公園 2・2・12号 川反三丁目街区公園
- 2 都市計画を変更する土地の区域
秋田市大町三丁目地内
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成18年8月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
和賀 芳宏	佐々木秀男	市立体育館および附属地の 使用料、公衆電話使用料の 収納に関する事務。

秋田市告示第207号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年8月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
加 藤 功 徳
秋田市新屋日吉町38番6号
- 2 送達する書類
交付要求通知書

秋田市告示第208号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年8月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および
同地区自転車等放置規制区域 59台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および
同地区自転車等放置規制区域 9台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成18年7月16日から同年7月31日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成18年8月22日から平成19年2月22日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第209号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年8月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成18年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第210号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年8月18日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成18年度介護保険料納入通知書
平成18年度介護保険料督促状

秋田市告示第211号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定に基づき告示する。

平成18年8月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
すずきクリニック	秋田市泉北三丁目17番10号	平成18年 8月18日

秋田市告示第212号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定に基づき告示する。

平成18年8月22日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
ほの花調剤薬局 いずみ店	秋田市泉北三丁目17番17号	平成18年 8月18日

秋田市告示第213号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市文化会館自主事業の入場券の販売および入場券販売に係る収入金の収納事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年8月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託人の住所および氏名

秋田市中通七丁目1番2号
秋田ステーションビル株式会社
代表取締役社長 津 下 哲 也
秋田市大町二丁目3番27号
株式会社 秋田大町ニューシター
代表取締役 辻 良 之
秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号
イオンモール株式会社 イオン秋田ショッピングセンター
ゼネラルマネージャー 佐々木 真 人
秋田市中通二丁目3番8号
秋田協同書籍株式会社ブックスシティ
取締役社長 柳 原 良 秋
秋田市中通四丁目1番5号
ヤマハミュージック東北秋田店
店長 佐々木 潔

秋田市告示第214号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年8月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 名称

荒巻町内会

2 規約に定める目的

本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板等地域内の会員相互の連絡に関する事項
- (2) 清掃等区域内の美化および環境の整備に関する事項
- (3) 会員の健康の保持増進に関する事項
- (4) 公民館等の維持管理に関する事項
- (5) 町内の各種行事に関する事項
- (6) その他目的達成に必要な事項

3 区域

本会の区域は、秋田市上北手荒巻字荒巻、同市上北手荒巻字堺切、同市上北手荒巻字前田、同市上北手荒巻字割田、同市上北手荒巻字鳥越の全域および同市上北手百崎字石川34番地の区域とする。

4 事務所

- 秋田市上北手荒巻字前田138番地
- 5 代表者の氏名および住所
浅 利 繁 雄
秋田市上北手荒巻字荒巻140番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号および第4号ならびに第2項の規定により解散する。
- 9 認可年月日
平成18年 8月28日

秋田市告示第215号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年 8月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
- (1) 放置されていた場所および台数
- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 78台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 20台
- (2) 撤去し、保管した年月日

- 平成18年 8月1日から同年 8月15日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
- ア 時間 午前10時から午後 7時まで
- イ 場所 秋田市東通仲町 4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成18年 9月11日から平成19年 3月11日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後 6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目 1番 1号
秋田市市民生活部生活課 電話866-2035
秋田市東通仲町 4番 3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第216号

市道路線の区域変更および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年 8月29日

秋田市道路管理者
秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	新旧別	路線名	起 点 終 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	将 軍 野 南 28 号 線	秋田市将軍野南四丁目10番15地先 秋田市将軍野南四丁目106番3地先	123.00	2.40 ～ 5.00
	新	将 軍 野 南 28 号 線	秋田市将軍野南四丁目10番15地先 秋田市将軍野南四丁目106番3地先	123.00	2.40 ～ 7.00

- 2 供用開始の期日
平成18年 8月29日
- 3 縦覧期間
平成18年 8月29日から
平成18年 9月12日まで

秋田市告示第217号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年 8月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

大町五丁目 4番59号 ハッピープレイス102号	池田 茂
-----------------------------	------

外旭川字三千刈127番地 4 セブンハイツ202号室	信太 正志
保戸野すわ町 3番27号 T・S・Kジュネス102号	富山 隆
山王七丁目 8番18号 北島アパート 2号	金崎 嘉弘
川尻御休町10番22号 ヤングハイツ102号	加藤 孝則
川元松丘町 3番 2号 工藤アパート西室	池田 清英
千秋久保田町 5番51号 メゾン三宅103号	長浜 洋子 長浜美千代
千秋久保田町 5番61号 近藤アパート	根 勝美

(教示)

- 1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをす

ることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。(行政不服審査法第20条)

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。(行政事件訴訟法第8条)

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内(送達を受けた日の翌日から起算します。)に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第218号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年 8月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
バイタルケア秋田	秋田市寺内字三千刈322番地1	平成18年 7月19日
有限会社おーがすと 居宅介護支援事業所 ろいやる	秋田市山王三丁目3番20号	平成18年 7月1日
株式会社コムスン 訪問看護ステーション あきたみなみ	秋田市仁井田本町一丁目 2番40号	平成18年 8月7日
株式会社コムスン あきたみなみ ケアセンター	秋田市仁井田本町一丁目 2番40号	平成18年 4月1日
株式会社コムスン 秋田中央ケア センター	秋田市山王一丁目10番22号	平成18年 4月1日
有限会社 ケアホームさつき	秋田市雄和新波字竹ノ花 37番地1	平成18年 7月28日
シルバーステイ 福 寿	秋田市飯島飯田二丁目9 番28号	平成18年 8月16日

秋田市告示第219号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年 8月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
堀川歯科 クリニック	秋田市新屋豊町7番29号	平成18年 7月21日
株式会社コムスン 訪問看護ステーション あきたみなみ	秋田市仁井田本町一丁目 2番40号	平成18年 8月7日

2 変更

名 称	変更事項(名称)		変 更 年月日
	変 更 前	変 更 後	
加賀谷こども 医院	加賀谷医院	加賀谷こども 医院	平成18年 7月1日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
こいずみ眼科	秋田市中通二丁目1番41号	平成18年 5月20日
加藤倂産婦人科 医 院	秋田市仁井田二ツ屋一丁 目8番46号	平成18年 4月1日

秋田市告示第220号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 8月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙(省略)のとおり

2 送達する書類

国民健康保険税督促状

秋田市告示第221号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成18年 8月31日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）
 (1) 担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関名	住 所	開 設 者 名	指定年月日
108	きさらぎ薬局	秋田市土崎港中央一丁目21番36号	有限会社タカケン 代表取締役 高橋 憲 司	平成18年 9月1日
109	みんなの薬局さくら	秋田市桜一丁目1番6号	有限会社ソピアコーポレーション 代表取締役 船木 郁 雄	平成18年 9月1日

教 委 告 示

秋田市教委告示第13号

平成18年8月24日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成18年8月17日

秋田市教育委員会
 委員長 石 田 俊 介

付議案件

- 1 秋田市立赤れんが郷土館管理運営規則の一部改正について

選 管 告 示

秋市選管告示第18号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項および第30条の7第1項の規定に基づき、平成18年9月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第2項および第30条の7第2項の規定により告示する。

平成18年8月31日

秋田市選挙管理委員会
 委員長 古 谷 隆 一

- 1 期間 平成18年9月3日から
 平成18年9月7日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目2番34号
 秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前8時30分から午後5時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第10号

平成18年8月17日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成18年8月10日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市雄和相川字高野10番地 今川徹の農地法第5条の規定による許可申請に関する件 外24件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第64号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年8月28日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
天野コーポレーション	天野 好視	秋田県潟上市天王字長沼144番地99

- 2 指定日

平成18年8月28日

秋田市上下水道局告示第65号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年8月28日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所 在 地
有限会社 管オオタミ	加藤 則明	秋田市山王沼田町2番10号

- 2 指定期間

平成18年8月28日から平成21年8月27日まで

秋田市上下水道局告示第66号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年4月1日上下水道局管理規程第20号）第7条第1項第2号の規定に基づき、次の秋田市指定排水設備工事業者の指定を取消したので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年8月29日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 指定排水設備工事業者

指定工事業者	代表者	所 在 地
株式会社 加賀屋組	加賀屋哲雄	秋田市川尻町字中島212番地の1

2 取消年月日
平成18年 8月29日

公 告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定により行う三種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき）、麻しん風しんおよび日本脳炎の予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき公告する。

平成18年 8月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
平 山 康 広	秋田市川元松丘町 4 番30号 市立秋田総合病院

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、御所野ニュータウン第二十地区土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第4項の規定に基づき、公告する。

平成18年 8月 1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年 8月 2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

番号・業務名	内 容	期 間	入 札 参 加 要 件
小中学校の印刷機使用貸借および消耗品供給	小中学校が使用する印刷機の使用貸借と消耗品の供給	平成18年10月1日～平成19年3月31日	① 秋田市内に本店、支店、営業所を有する者又は秋田市内に個人で事業所を有する者であること。 ② 印刷機の使用貸借および消耗品供給が可能なる者であること。 ③ 印刷機の保守サービスが可能なる者であること。 ④ 租税に滞納がないこと。

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

イ 秋田市指名停止措置要綱（物品の納入および製造）第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年 9月 4日(月) 午前 9時30分

入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル 4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成18年 9月 5日(火)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年 8月23日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））

イ 営業経歴書（様式2（省略））

ウ 印刷機の保守サービス体制調書（様式3（省略））

エ 納税証明書

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税

※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

オ 住民票（法人にあっては履歴事項全部証明書（原本））

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年 8月 3日(木)から平成18年 8月23日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課 経理担当

ウ 申請用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成18年 8月 25日(金)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成18年 8月 3日(休)から平成18年 8月23日(休)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9時から午後 4時までとする。

(2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目 1番53号 山王21ビル 3階
秋田市教育委員会総務課経理担当

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会総務課経理担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第 1項の規定により、御所野ニュータウン北第一地区土地区画整理事業について換地処分があったので、同条第 4項の規定に基づき、公告する。

平成18年 8月 4日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第14項の規定により公告する。

平成18年 8月 7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 意見聴取の日時 平成18年 8月31日（木）午後 6時30分から
- 2 意見聴取の場所 秋田県警察学校大教場（新館 2階）
- 3 意見の聴取をしようとする事項

建築基準法第48条第 1項ただし書の規定により、第一種低層住居専用地域内に警察機動隊（車庫および倉庫）の建築を許可することについて

4 建築計画の概要

- ・建築物の主要用途 警察機動隊（車庫および倉庫）
- ・建築物の位置 秋田市新屋勝平台268- 4
- ・構造および規模 鉄骨造 2階建て
- ・敷地面積 12,518.62㎡
- ・延べ面積 416.87㎡

5 申請者の住所および氏名

秋田市山王四丁目 1番 1号
秋田県知事 寺田典城
(担当：秋田県警察本部会計課)

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3条の規定により行う三種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき）、麻しん風しんおよび日本脳炎の予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 4条第 1項の規定に基づき公告する。

平成18年 8月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
鈴木 雪子	秋田市泉北三丁目17番10号 すずきクリニック

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1項の規定により、平成18年 7月 6日付け秋田市指令第4073号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第 3項の規定に基づき、公告する。

平成18年 8月17日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所および氏名

秋田市保戸野原の町 9番57号

株式会社 秋田中央開発

代表取締役 松 山 政 行

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市広面字谷内佐渡146番

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第 3条の規定により行うポリオ予防接種の実施について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第 5条の規定により公告する。

平成18年 8月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 予防接種の種類

ポリオ予防接種

2 予防接種の対象者の範囲

接種日において、生後 3月から生後90月に至るまでの間にある者

3 接種方法および回数

三価混合の経口生ポリオワクチンを 6週間以上の間隔をおいて 2回経口投与するものとし、接種量は、毎回0.05ミリリットルとする。

4 予防接種を行う場所および期日

場 所	期 日			
秋田市保健センター	9月 1日	9月 5日	9月 7日	9月 8日
	9月12日	9月13日	9月21日	10月 3日
	10月 5日	10月 6日		
アルヴェ	9月27日			
土崎支所	9月 6日	9月14日	9月20日	9月26日
新屋支所	9月21日			
南部公民館	9月 7日	9月12日	10月 4日	
東部公民館	9月15日	10月 4日		
御野場地域センター	9月 5日	9月15日	9月28日	
河辺総合福祉交流センター	9月 8日	9月27日		
雄和公民館	9月 1日	9月22日		

5 予防接種の対象とならない者

- (1) 当該疾病にかかっている者、又はかかったことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (3) 予防接種を受けることができない者
 - ア 明らかな発熱を呈している者
 - イ 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
 - ウ 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者

- エ 下痢をしている者
 - オ BCG、麻しん風しん、おたふくかぜ、水痘等の生ワクチンを接種した日から27日以上の間隔を置いていない者
 - カ 上記以外の接種をした日から6日以上の間隔を置いていない者
 - キ その他、医師が不適当な状態と判断した者
- 6 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者
- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
 - (2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者、又は全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
 - (3) 接種しようとする接種液の成分（培養に使う抗生物質、安定剤に使うゼラチン）に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
 - (4) 過去にけいれんを起こしたことがある者
 - (5) 過去に免疫不全の診断がされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- 7 予防接種料金
無料

秋田市公告

社団法人全国市有物件災害共済会の平成17年度事業経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年8月24日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1	平成17年度末現在会員数	660市
2	建物総合損害共済 受託市数	656市
	共済責任額	54,632,528,935,000円
	分担金収入	5,321,656,704円
	支払共済金	4,512,392,960円
3	自動車損害共済 受託市数	642市
	分担金収入	2,819,605,408円
	支払共済金	1,868,110,774円
4	正味財産の増減 増加	
	実質収納分担金収入等共済事業収入	8,141,296,706円
	利子収入等	427,027,401円
	会館収益金繰入	1,095,609,644円
	その他	1,213,151,020円
	計	10,877,084,771円
	減少	
	災害共済金等共済事業費	6,580,485,058円
	共済事業外経費および管理費等	2,043,519,499円
	減価償却額および繰入額等	2,023,400,036円
	計	10,647,404,593円
	当期正味財産増加額	229,680,178円
5	平成17年度末現在の共済基金 共済基金の前年度繰越額	59,745,932,607円
	平成17年度積立額	229,680,178円
	平成17年度末現在共済基金	59,975,612,785円

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成18年5月29日付け秋田市指令第3404号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年8月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市茨島四丁目19番52号
株式会社 財産コンサルティング
代表取締役 納 谷 彰
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市下新城中野字琵琶沼200番6、200番7および200番33

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成18年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成18年8月1日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏
賦課対象区域

広面字長沼、広面字鍋沼および手形字山崎の各一部（別添図面に表示された施工箇所面に面した土地または排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり公共下水道築造工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成18年8月8日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 本工事は共同企業体による工事である。
 - (2) 工 事 番 号 下管渠 第31号
 - (3) 工 事 名 公共下水道築造工事
 - (4) 工 事 場 所 山王二丁目地内ほか
 - (5) 工 事 概 要 管きょ工（開削）
硬質塩化ビニル管φ500mm
L = 16.20m
管きょ工（推進）
鉄筋コンクリート管φ1,500mm
L = 696.66m
鉄筋コンクリート管φ1,000mm
L = 78.60m
マンホール工 7箇所
立坑工 5箇所
付帯工 一式
 - (6) 工 事 期 限 平成19年3月30日(金)まで
 - (7) 予 定 価 格 389,608,000円（消費税別）
 - (8) 開札予定期日 平成18年9月6日(水)
 - (9) 契約予定期日 平成18年9月12日(火)
 - (10) 注 意 事 項 ア この入札は電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札シ

ステム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

ウ 本市では、設計金額が5千万円以上の工事について、低入札価格調査制度を採用している。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。かつ、その申請が有効期間満了日を経過していないこと。

イ 特定建設業の許可（土木工事業）を有すること。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定による経営事項審査（直近の審査結果通知書）の土木一式工事の総合評定値（P）が1,300点以上であること。

エ 過去10年以内に国内において泥水式推進工法（内径1,500mm以上のものに限る）による下水道管渠建設工事の元請けの実績があること。

オ 秋田市内に営業所（建設業法第3条第1項に規定するもの）を有すること。

カ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

キ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として本工事に専任で配置できること。

ク 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事のA級に等級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。

イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。

ウ 特定建設業の許可（土木工事業）を有すること。

エ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。

オ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任

技術者として本工事に専任で配置できること。

カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 本入札に参加しようとする共同企業体は、平成18年8月21日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1（省略））（代表者の直近の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを添付のこと。）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2（省略））の写し

ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3（省略））

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（様式4（省略））

オ 誓約書（様式5（省略））

(2) 本入札は電子入札により執行するため、参加しようとする共同企業体は(1)に掲げる申請書等と合わせ、電子証明書の購入の手に必要な次に掲げる書類を提出しなければならない。なお、共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、共同企業体として電子証明書を購入しなければならない。

ア BizLink 電子認証サービスDタイプ電子証明書利用申請書（JV）

イ 代表者となる者の印鑑登録証明書の原本（発行日から3ヶ月以内のもの）

ウ 委任状（代表者から支店・営業所等へ委任されている者に限る）

(3) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年8月8日(火)から平成18年8月21日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市役所財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。また、3の(2)についてはエヌ・ティ・ティ・ビズリンク株式会社のホームページ（http://www.nttbiz.com/service/ca/bizca/aki-ca/page_jv.html）から入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 上下水道局事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成18年8月29日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

(4) 3の(2)により取得する電子証明書は指名の有無にかかわらず申請者に送付される。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

- (1) 設計図書は、下記に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。
 - (2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社 住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号
(市役所山王別館1階)
電話 018-863-2581 F A X 018-863-6556
 - (3) 販売期間 平成18年8月8日(火)から平成18年8月30日(木)までの販売店の営業時間内
 - (4) 設計図書の販売価格 1式 20,740円(設計書940円、図面19,800円)(税込)(CD-ROM 無)
 - (5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること)により、平成18年8月30日(木)までにF A Xで販売店へ申し込むこと。
 - (6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。
 - (7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。(無料)
 - (8) 閲覧期間 平成18年8月8日(火)から平成18年9月5日(火)午後3時までの販売店の営業時間内
 - (9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること)を持参すること。
- 6 その他
- (1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。
 - (2) 提出された申請書等は、返却しない。
 - (3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。
 - (4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市役所財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165